

## アクセス

### おおた国際交流センター（愛称：Minto Ota）

〒144-0052 東京都大田区蒲田4-16-8 2階  
☎ 03-5744-1227 FAX 03-5744-1323



▲大田区ホームページ  
「国際都市おおた」



▲（一財）国際都市  
おおた協会ホームページ

#### ●電車でお越しの場合

・京浜急行線「京急蒲田駅」西口徒歩2分 ・JR京浜東北線「蒲田駅」東口徒歩8分

#### ●車でお越しの場合

お身体が不自由な方のための駐車場（機械式）がありますので、お問い合わせください。

#### ●自転車でお越しの場合

駐車可能台数が少ないため、満車の際は京急蒲田駅周辺の駐輪場をご利用ください。

## 開館時間

- ① 国際都市おおた協会 多言語相談窓口 ☎ 03-6424-4924 FAX 03-6424-4926  
月曜日から金曜日の午前10時から午後5時まで（土日、休日、12月29日から1月3日までは休み）
- ② 会議室 ③ 情報・交流コーナー  
午前9時から午後9時30分まで（12月29日から1月3日までは休み）
- ④ 一般財団法人国際都市おおた協会 ☎ 03-6410-7981 FAX 03-6410-7982  
月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（土日、休日、12月29日から1月3日までは休み）
- ⑤ 国際都市・多文化共生推進課 ☎ 03-5744-1227 FAX 03-5744-1323  
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで（土日、休日、12月29日から1月3日までは休み）

## その他

- 近隣を含め敷地内は禁煙です。
- 授乳室があります。

大田区

2023.8.23



## おおた国際交流センター

### 利用の手引き

Ota International Exchange Center  
User's Guide Book

## 開設目的

おおた国際交流センターは、区における国際交流と多文化共生を一体的に進めていく施設です。近くにある観光情報センターや産業プラザとも連携し、「国際都市おおた宣言」に掲げる「観光」、「多文化共生」、「産業」を推し進め、「多様な文化を分かち合い、誰もが活躍できるまち」を力強く進めていきます。

センターの中の様子や使い方は、次のとおりです。

## フロアマップ



### ① 国際都市おおた協会 多言語相談窓口

大田区内に住む外国人の方などに多言語で生活相談を行っています。日常生活で困ったことや、わからないことがあったら気軽に相談してください。

※以下のほかに、対応できる言語もありますので、お問い合わせください。

※予約は不要、相談は無料です。



言語 Languages	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri
English (英語)	●	●	●		●
汉语 (中国語)	●	●		●	●
Tagalog (タガログ語)	●				●
ネपाली भाषा (ネパール語)	●		●		
Tiếng Việt (ベトナム語)				●	

## ③ 情報・交流コーナー



多様な文化を分かち合うためのさまざまな国・地域の情報を掲示しています。自由に使えるテーブルやイスがあり、利用者同士で話し合ったりすることができます。

- 掲示内容の例
  - ・姉妹都市、友好都市等との交流
  - ・国際都市おおた大使の活動



- ◇ 国際交流や多文化共生に関する情報発信や展示を行っています。
- ◇ テーブル・椅子を、打合せ等にご利用いただけます。
- ◇ 予約不要、飲料持込可（食べ物の持込、アルコール類は不可）。

コピー機	A4・A3・B4 1枚10円
------	----------------

※両替はできません。

### ④ 国際都市おおた協会



「国際都市おおた」の一翼を担う組織として、大田区における国際交流の推進や地域の活性化に寄与するとともに、多様な文化や価値観が共生する社会の実現を目指してさまざまな事業を行っています。

- おおた国際交流センターでの予定事業
  - ・初級日本語講座
  - ・多文化交流イベント

### ⑤ 国際都市・多文化共生推進課

国際都市おおたを進めるための国際交流・多文化共生に関する計画を作成しています。また、国際都市おおた協会と連携しながら、多くの日本人区民に国際交流・多文化共生意識を育む機会を提供するとともに、外国人区民の活躍の場を地域に創出します。

- おおた国際交流センターでの予定事業
  - 国際都市おおた大使との交流、多文化共生推進協議会の開催、国際交流団体の登録など



## おおた国際交流センターでチャレンジしよう！

Q: 国際交流・多文化共生推進活動に参加したい、団体を立ち上げてみたいけれど、どうしたらよいかわからない！

A: 国際都市・多文化共生推進課にお問い合わせしてみましょう。

Q: 国際分野に関する区内のさまざまな情報が欲しい！

A: 現在活動している国際交流団体等の情報を提供します。

Q: 自分たちの活動を周囲に知らせたい！

A: 国際交流団体に登録すると、チラシやパンフレットを置いて、活動のPRができます。

Q: 自分たちの活動をもっと活性化したい！

A: 年に数回、国際交流団体連絡会を開催しています。他の団体との交流を通じてヒントが得られます。

Q: ちょっと集まって会議がしたい！

A: 情報・交流コーナーが無料で使えます。国際交流団体に登録すると、会議室の使用料が減額になり、優先予約で使用できます。

Q: チラシや資料を印刷したい！

A: 実費で使えるコピー機があります。



## ②会議室（A/B/C）

◇定員 会議室A：約22名 会議室B：約18名 会議室C：約22名

◇区内で国際交流活動や多文化共生推進事業を実施する団体が使用できます。

◇会議室（A/B/C）は、2会議室もしくは3会議室の連結使用も可能です。

◇講座、イベント、日本語教室の実施、国際交流団体の活動等に使用できます。

Wi-Fi  
使えます！

学ぶ・  
交流する



### ●会議室の使用要件

- ・区に登録のある国際交流団体
- ・区内で国際交流又は多文化共生推進活動を行う団体
  - (1)区内で活動を行う団体で、国際化及び多文化共生社会の推進に資する団体であること。
  - (2)政治、宗教又は営利を目的とした活動でないこと。
  - (3)その他公序良俗に反する行為をしない団体であること。

※国際交流団体は利用料金が**半額**になり、優先予約ができます。国際交流団体に登録したい場合は、国際都市・多文化共生推進課へお問い合わせください。

### 《利用区分・使用料》

#### ●未登録団体

会議室／使用区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
会議室A	1,300円	1,900円	2,800円
会議室B	1,300円	1,900円	2,800円
会議室C	1,300円	1,900円	2,800円

#### ●登録団体（4ページ）

会議室／使用区分	午前	午後	夜間
	9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:30
会議室A	650円	950円	1,400円
会議室B	650円	950円	1,400円
会議室C	650円	950円	1,400円

#### ●付帯設備 ※1回（利用区分不問）

プロジェクター（スクリーン含む）	アンセット（マイク2本含む）	演台
3,000円	1,000円	300円

※使用料納付後に使用を取消す場合、使用日の25日前までは全額、7日前までは5割の額、2日前までは2割5分の額を返還します。

※両替等は行っておりません。使用料はお釣りの出ないよう御用意ください。（コピー機利用時には、小銭を御用意ください。）

## 《会議室の利用方法》



### ● 優先予約の利用手順

#### ① 抽せん申し込み：おおた国際交流センター会議室受付窓口・FAX・メール

下記、予約申込期間に「予約申込書」を提出してください

予約申込期間	国際交流団体（日本語教室）	使用日の4か月前の月の15日からその月の末日まで
	その他の国際交流団体	使用日の3か月前の月の15日からその月の末日まで
	未登録で国際交流・多文化共生活動を区内で行う団体	使用日の2か月前の月の15日からその月の末日まで

#### ② 抽せん及び仮予約：

同一時間帯に2団体以上の申し込みがあった場合、抽せんを行います。

予約申込の当落結果は、郵送、FAXまたはメールでお知らせします。当選後、仮予約となります。

抽せん	国際交流団体（日本語教室）	使用日の3か月前の月の5日（休日の場合は翌営業日）
	その他の国際交流団体	使用日の2か月前の月の5日（休日の場合は翌営業日）
	未登録で国際交流・多文化共生活動を区内で行う団体	使用日の1か月前の月の5日（休日の場合は翌営業日）

#### ③ 使用申請（本予約）及びお支払い：おおた国際交流センター会議室受付窓口

抽せん結果の通知を受けた日から**20日以内**に**窓口にて**「使用申請書」を提出し、使用料を納付してください。使用料納付後、「使用承認書」が交付され、申請が承認されます。

※使用料は、極力おつりの出ないように御用意ください。

#### ④ 会議室の利用：利用する際には、「使用承認書」を忘れずにお持ちください。



### ● 優先予約申し込み期間後または直前の利用手順

抽せん後は、施設に空きがあれば使用申請ができます。空き状況は、**電話または窓口**にお問合せください。

申請・利用は、**窓口にて**上記の「③使用申請及びお支払い」をした後、「④会議室の利用」となります。

**【会議室抽選予約申し込み】メールアドレス:yoyaku.kaigishitsu@ota-goca.or.jp**

**FAX:03-6428-7824**

**【会議室利用に関する問い合わせ】 電話: 03-6428-7823 \*電話予約不可**

## 《大田区国際交流団体について》



### ＜目的＞

施設の設置目的（国際交流に関する機会を創出し、国際相互理解を促進することにより、区の国際交流を推進する）を達成するため、国際交流活動に取り組む団体の活動を支援しています。

### ＜登録要件＞

- (1)区内で活動を行う団体で、国際化及び多文化共生社会の推進に資する団体であること。
- (2)政治、宗教又は営利を目的とした活動でないこと。
- (3)その他公序良俗に反する行為をしない団体であること。
- (4)次の要件を備える団体であること。

ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- ア 構成員が5名以上、かつ、構成員の2分の1以上が区内に在住、在勤又は在学の者であること。
- イ 団体の意思を表明する代表者を有し、かつ、組織が確立していること。
- ウ 規約（又は会則）を有すること。
- エ 団体活動のための経理組織を有すること。

### ＜登録手続き＞

- ① 国際都市・多文化共生推進課に相談してください。
- ② 団体活動の内容等を確認します。
- ③ 申し込み書類は、次のとおりです。
  - ・登録団体申請書
  - ・団体の規約又は会則
  - ・年間活動計画書

団体に登録すると、

- ① 会議室の使用料が半額になる！
- ② 会議室の事前予約が可能になる！
- ③ センター内のロッカーを使える！
- ④ 区のホームページで活動を紹介してもらえる！

などなど、国際都市・多文化共生推進課に聞いてみてぴょん！

